



きよかわむら

社協だより

2016

8

No.180



相手の立場を知る

「高齢者や障害者の疑似体験を行うことによって、相手の立場に立ったものの考え方や他者を思いやる気持ちを育てる」ことを目的に、緑中学校の福祉人権体験学習が7月15日、同校で行われました。1年生は「視覚障害者の疑似体験」、2年生は「車いす体験」、3年生は「高齢者疑似体験」を行いました。中学生になり初めての福祉人権体験学習であった1年生は、当日が雨天だったために、屋内用のプログラムを実施。アイマスクをして、二人一組になったパートナーの声掛けだけで歩いてみたり、椅子で設置した狭い場所を誘導してもらい歩いてみました。学校内の階段を昇り降りする体験では特に表情が真剣になり、アイマスクをして階段を不安そうに降りようとするパートナーに「これから降りますよ」「階段終わりです」などしっかりと声かけすることができていました（写真真）。将来、どこかで目の不自由な方に出会った時に、きつと役立ててくれることでしょう。

8月号 おもな内容

- | | | | |
|-------------------|----|--------------|----|
| ●特集 みんなに知ってほしい | | ●宮ヶ瀬中学校 福祉体験 | 3P |
| 福祉に関する法律に書かれていること | 2P | ●デイサービスの話題 | 3P |
| ●災害ボランティアのつどい | 3P | ●社協からのお知らせ | 4P |

※みなさまの会費の一部は「社協だより」の発行に充てさせていただきます。

特集

みんなに知っていて欲しい

福祉に関する法律に書かれていること

我が国では、身体障害者福祉法、介護保険法、児童福祉法等、多くの福祉に関する法律が整備されています。法律では、それぞれの法律の対象者についての定義やサービス内容等が定められていますが、一般の国民にも責任と義務が定められています。今回は、村民の皆さまに知っていて欲しい福祉に関する法律に書かれていることをご紹介します。

身体、精神、知的、 発達障害者福祉法上の責務

- 精神、知的、発達障害者に対する理解を深めること。
- 障害者が、社会経済活動への参加をしようとする努力に対し協力すること。



児童福祉法、子ども・子育て 支援法上の責務

- 児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるように努めること。
- 子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めること。
- 国又は地方公共団体が行う、子ども・子育て支援に協力すること。



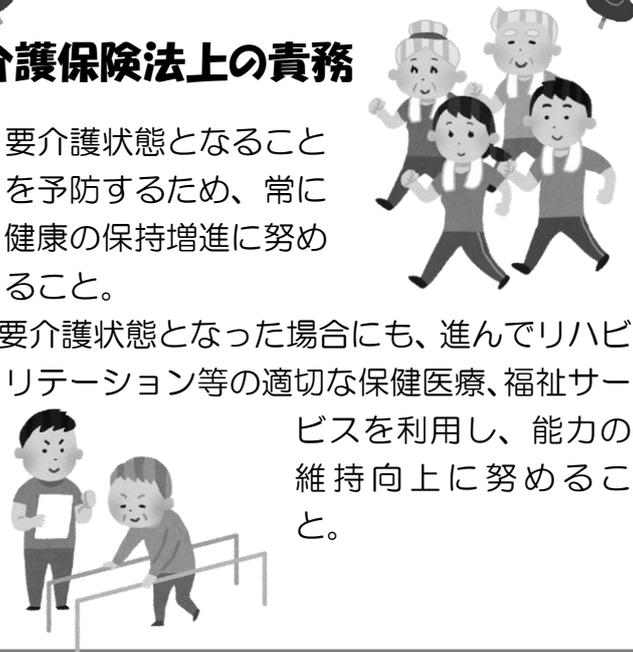
障害者、高齢者、 児童虐待防止法上の責務

- 障害者、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めること。
- 国又は地方公共団体が行う、障害者、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めること。
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した時は、速やかに市町村、児童相談所等に通告すること。



介護保険法上の責務

- 要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努めること。
- 要介護状態となった場合にも、進んでリハビリテーション等の適切な保健医療、福祉サービスを利用し、能力の維持向上に努めること。

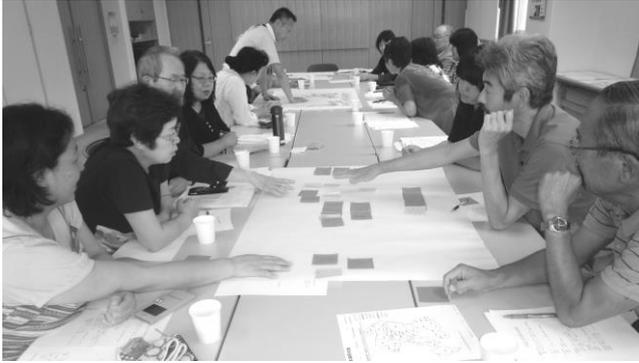


いかがでしたか。福祉の法律の中で、国（村）民にこれだけ多くの責任と義務が定められていることをご存じない方が多かったのではないのでしょうか。今回ご紹介した法律以外にも、障害者支援法や障害者基本法など、まだまだ国民の責務が定められた法律があります。今後も定期的にお知らせしていきます。

熊本地震から学ぶ

～災害ボランティアのついで～

災害ボランティアセンター運営スタッフとしてのスキルを高めてもらおうと6月30日、村保健福祉センターやまびこ館で災害ボランティアセンター運営スタッフの集いが村社協の主催で行われました。対象は昨年度の養成講座受講者で、15人が参加しました。この日のテーマは「平成28年熊本地震」。最初に、災害ボランティアセンターに寄せられるボランティア派遣のニーズを各自が予測してポストイットに記入し、その後、グループでニーズを時系列に集約しました。次は、今回の地震で甚大な被害を受けた熊本市、益城町をはじめ、熊本県内15市町村の災害ボランティアセンターが、発災後、どの時期に立ち上げられ、どのようなボランティア活動の要望が寄せられたかを共有しました。参加者は「センターへの要望は画一的ではなく、時の経過と共に変化していくことが理解できました」と話していました。



知るじこから始めよう

～視覚障害体験学習～

6月24日(金)に行われた宮ヶ瀬中学校全校道徳は、「視覚障害」についての体験学習を中心し、視覚障害をお持ちの石井茂美さん(清水ヶ丘在住)にもご協力をいただき行われました。石井さんと生徒、先生方とで自己紹介を行った後、屋外に行き一人一組になりアイマスクをしての疑似体験を開始しました。疑似体験は、一人がアイマスクをし、もう一人が誘導をして中学校から住宅街に向けての歩道などを歩きました。普段歩き慣れているはずの歩道も、アイマスクをすると勝手が違うようで、自分の思ったように歩くことができず、目の自由な方の不便さを感じているようでした。

体験後、教室に戻り生徒から石井さんに質問の時間を設けました。生徒は、普段の生活の様子や工夫していることなどを質問。石井さんからの回答を一字一句逃さないようにしっかりと耳を傾けていました。

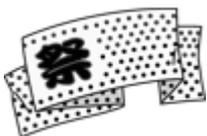


みんなで夏祭りの準備

～デイサービスの話題～

デイサービスでは、夏祭りの準備が始まりました。毎年準備は職員だけでなく、利用者にもお手伝いをしていただきながら進めています。利用者にはご自身の出来ることで準備に関わってもらおう機能訓練と、お祭りを一緒に盛り上げる一員となってもらおうために実施しています。

本日の準備は、チケット作り。利用者用とお祭りに招待する『ひまわり児童クラブ』の子どもたち用のもので、多くのチケットを作る根気のある作業です。作業を行う利用者は、「今年はいつやるんだい? 参加できるように利用日の調整お願いね」「今年もかき氷があるんだね。楽しみだわ」と待ち遠しい様子です。これから、チケット作りの他にも、会場の飾り付けの準備も行います。素敵な夏の思い出となるよう準備にも力が入る毎日です。



第4回「福祉のしごとフェア」 in 海老名

「福祉のしごと就職支援ガイダンス」と「福祉施設等就職相談会」を開催いたします。福祉の仕事に関心のある方、福祉分野に就労を希望される方であれば、どなたでも参加できます。福祉の仕事について詳しく知ることができるこの機会をぜひご活用ください。

日時 平成28年9月4日(日)

10:30~15:30

① 福祉のしごと就職支援ガイダンス

10:30~12:00

② 福祉施設等就職相談会

13:00~15:30

場所 海老名市文化会館

3階 351~353多目的室

(海老名駅から徒歩5分)

内容

① 福祉のしごと就職支援ガイダンス

福祉・介護の仕事ややりがい、魅力等について現場で働いている方から講演形式で話を聞くことができます。

② 福祉施設等就職相談会

法人ごとにブースを設けています。直接、法人・事業所の担当者に仕事の内容や雇用条件、働く環境等を直接聞くことができますので、気軽にブースにお立ち寄りください。

※①、②ともに、入場無料・事前申込不要・履歴書不要です。

お問い合わせ先

かながわ福祉人材センター

TEL:045-312-4816 FAX:045-313-4590

E-mail:jinzai@knsyk.jp

平成28年熊本地震に伴う ボランティア活動をお考えのみなさまへ

夏休みを使って熊本県などにボランティア活動を行う計画の方もいらっしゃると思います。出発前には、必ず現地のボランティア募集状況や内容を確認し、地元の社協(清川村社協)にてボランティア保険に加入しましょう。また、宿泊先や食事など自己完結できるように準備をしっかりと整えましょう。

寄付をありがとうございます

平成28年6月~平成28年7月

○清川かようクラブ様 70,000円



6月26日に「第8回チャリティーきよかわ歌踊祭」を主催されました、清川かようクラブ様よりご寄付をいただきました。

回収にご協力ありがとうございます

平成28年6月~平成28年7月

○ペットボトルキャップ 11件
○古切手 3件
○使用済みプリペイドカード 1件

訂正とお詫び

社協だよりNo.179、4ページにてご紹介いたしました「社協の行う福祉サービスに対する苦情窓口」の記事の中で「第三者が受ける苦情窓口」の住所に誤りがありましたので、訂正しお詫びいたします。

【誤】厚木市愛甲953-2

【正】厚木市愛甲1-7-6

はあじ うおーむ

緑中学校の福祉人権体験学習(1ページ)にて、私が担当しましたのは3年生の高齢者疑似体験です。生徒にいろいろな装具を付けていただき、腕や足の可動域の変化や視覚的な変化を体感していただきました。当日、お招きしたお年寄りから「身体的機能だけでなく、平衡感覚などの感覚や気持ちの部分も分かって欲しい」とコメントをいただき、より深いのある体験ができました。

編集・発行

社会福祉法人

清川村社会福祉協議会

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2220-1

清川村保健福祉センターひまわり館内

電話 046(287)1118

FAX 046(287)2013